明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

文部科学省	平成三十一年九月三十日までの間	二、一六六人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
厚生労働省	平成三十一年六月三十日までの間	三一、八二一人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
経済産業省	平成三十一年九月三十日までの間	八、〇一〇人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
国土交通省	平成三十一年九月三十日までの間	五八、五四七人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。

3　新令第一条第二項の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の同項に規定する定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定員の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員	備考
宮内庁	平成三十一年四月三十日までの間	一、〇四〇人	うち、五一人は、特別職の職員の定員とする。
公正取引委員会	平成三十一年六月三十日までの間	八四一人	事務総局の職員の定員とする。
消費者庁	平成三十一年六月三十日までの間	三六一人	

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣府本府組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第七十五号

内閣府本府組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第八項及び第十項の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第八条の見出し及び同条第一項中「政策立案総括審議官」の下に「、公文書監理官」を加え、同条第七項中「政策立案総括審議官の定数は一人と」の下に「、公文書監理官の定数は一人と」を加え、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　公文書監理官は、命を受けて、本府の所掌事務に関する公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報の保護の適正な実施の確保に係る重要事項についての事務並びに関係事務を総括整理する。

第八条に次の一項を加える。

9　公文書監理官は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

第二十条第三項中「四十一人」を「四十二人」に改める。

附則第七条中「第五項」を「第六項」に、「同条第七項ただし書」を「同条第八項ただし書」に改める。

附則第八条中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二十条第三項の改正規定は、同年七月一日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

宮内庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第七十六号

宮内庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第三条第二項及び第三項並びに第十五条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

宮内庁組織令（昭和二十七年政令第三百七十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「及び宮務参事官一人」を「、宮務参事官一人及び公文書監理官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）」に改め、同条に次の一項を加える。

8　公文書監理官は、命を受けて、宮内庁の所掌事務に関する公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報の保護の適正な実施の確保に関する重要事項に係るものに参画し、関係事務に関し必要な調整を行う。

第七条第四号、第八条第四号及び第十一条第四号中「公文書」を「公文書類」に改める。

第二十条中「左の」を「次の」に改め、同条第四号中「公文書」を「公文書類」に改め、同条第六号中「の外」を「のほか」に改める。

附　則

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

公正取引委員会事務総局組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三